## 評議員選任・解任委員並びに評議員の報酬等に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿憩会の評議員選任・解任委員会の委員並びに評議員 会の評議員の報酬等について定めるものである。

#### (定義)

第2条 この規程でいう委員並びに評議員とは、評議員選任・解任委員会の委員と評議員 会の評議員をいう。

## (会議の出席)

- 第3条 委員並びに評議員が会議等に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費 を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (支給方法)

- 第4条 報酬等は、会議出席等の支給事由が生じた都度、原則として通貨をもって、直接本人に支払うものとする。但し、本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法の定めるところにより控除すべき額を、控除して支給するものとする。

## (適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する者は、この規程を適用しない。

### (改正)

第 6 条 本規程を改正する必要が生じた場合には、理事会並びに評議員会の議決を経なければならない。

#### 付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。
  - この規程は、令和2年3月27日より適用する。

# 報酬一覧表

# 別表 1

名 称	幸	実費弁償費
評議員選任・解任委員並びに評議員の出席報酬等	5 , 0 0 0 円	社会福祉法人寿憩会旅費規程による